

2015年9月29日

国別登録簿管理口座保有者 各位

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室
経済産業省 産業技術環境局 地球環境連携室

京都議定書第一約束期間終了に伴う京都メカニズムクレジットの取扱いについてのお知らせ

【9月29日更新版】

国別登録簿に口座を開設されている皆様に、第一約束期間の調整期間*の終了と、適用約束期間が第一約束期間の京都メカニズムクレジット(CP1 クレジット)の取扱いについて、その後の国際ルールの議論の進展に基づき、8月18日付けでお送りしたお知らせの内容を更新致します。特にCP1クレジットの取消しを目的とした国の管理口座への移転(以下「取消前移転」という。)の期限と、償却前移転済み tCER 補填のための移転期限について記載を変更しています。これらの内容は、現時点での国際ルールの最新の議論の状況に基づいており、今後も議論の進展に応じて、お知らせの更新または変更を行う可能性がありますのでご留意下さい。

* 調整期間とは、第一約束期間の目標達成のため京都メカニズムクレジットの国際的な獲得・移転が可能な期間のことです。

記

○ 京都議定書第一約束期間の調整期間終了日について

・京都議定書第一約束期間の調整期間終了日は**2015年11月18日**です。同日が日本政府としての**CP1クレジットの償却期限及び国際的な獲得・移転の期限**となります。

○ 民間企業等の保有する CP1クレジットの取扱いについて

<現時点で期限を設けている申請>

- ・民間企業等によるCP1クレジットの償却を目的とした国の管理口座への移転(以下「償却前移転」という。)の申請期限は、事務手続の観点から**2015年10月19日(申請書類の必着期限)**と致します(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する予定です)。2015年10月20日以降に申請された償却前移転については、当該移転ができなくなることにつきご承知おき下さい。
- ・2015年10月20日以降も CP1 クレジットの国際的な獲得及び移転を行うことは可能です。ただし、CP1 クレジットの国際的な獲得及び移転の期限は、2015年11月18日までとなります。国際的な移転を希望される場合は、事務手続の観点から申請期限は**2015年11月9日(申請書類の必着期限)**と致します(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する予定です)。

<現時点で期限を設けていない申請>

- ・民間企業等によるCP1クレジットの取消しを目的とした国の管理口座への移転(以下「取消前移転」という。)については、2015年10月20日以降(2015年11月19日以降含む)も可能と見込まれます。CP1クレジットの取消前移転の期限については別途ご案内致します(2016年4月以降になる予定です)。
- ・CP1クレジットは2015年10月20日以降(2015年11月19日以降含む)も引き続き国内における獲得及び移転は可能です。CP1クレジットの国内における獲得及び移転の期限については別途ご案内致します(2016年4月以降になる予定です)。
- ・適用約束期間が第一約束期間のCDMクレジット(CP1 CER)の原始取得は、2015年10月20日以降(2015年11月19日以降含む)も、引き続き可能です。CP1 CERの原始取得の期限については別途ご案内致します(2016年4月以降になる予定です)。ただし、2015年10月20日以降に原始取得したCP1 CERの償却前移転は実施できません。

○ 2015年11月19日以降に法人口座に残っているクレジットの取扱いについて

- ・2015年11月18日 24:00(UTC) (日本時間11月19日 9:00)時点で民間企業等の保有口座に残っているCP1クレジットについては、CP2クレジットへの付け替え(繰越し)の申請を行う予定です。ただし、日本を含む京都議定書第二約束期間に参加しない国がCP1クレジットをCP2クレジットに付け替えができるかについては、国際ルールが定まっておらず、付け替えが認められない可能性があります。その場合、それらのクレジットは取り消されます(時期は未定ですが2016年4月以降となります)。また2015年11月19日以降に取消前移転されたCP1クレジットについては付け替えの対象とはなりません。
- ・2015年11月18日 24:00(UTC) (日本時間11月19日 9:00)より後に原始取得するCP1 CERについては、CP2クレジットへの付け替えを、日本政府から国連事務局に申請する予定です。ただし、現時点で国際ルールが定まっておらず、付け替え申請を行えない、あるいは付け替えが認められない可能性があります。その場合、それらのクレジットは取り消されます(時期は未定ですが2016年4月以降となります)。

○ 償却前移転済み tCER 補填のための移転について

- ・すでに償却前移転した tCER の補填のための政府管理口座への移転(以下「補填前移転」という。)のうち、CP1クレジットによる補填前移転は2015年10月20日以降(2015年11月19日以降含む)も可能と見込まれます。2015年10月20日以降(2015年11月19日以降含む)に原始取得されたCP1 CERによる補填前移転も可能です。CP1クレジットによる補填前移転の期限については別途ご案内致します(2016年4月以降になる予定です)。

以上

お問合せ先

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室 担当:古井、和田、水野

TEL : 03-5521-8354、E-mail: kyomecha-registry@env.go.jp

経済産業省 産業技術環境局 地球環境連携室 担当:長田、武田、荒木

TEL : 03-3501-1757、E-mail: kyomecha-registry@meti.go.jp

(参考1)

◆ 8月18日付けのお知らせからの主な更新内容

	8月18日のお知らせの内容	今回の更新内容
取消前移転の申請期限	2015年10月19日	2015年10月20日以降も可能と見込まれる。申請期限については別途ご案内(2016年4月以降になる予定)。
償却前移転済み tCER 補填のための移転の申請期限	2015年11月9日	2015年11月9日以降も可能と見込まれる。申請期限については別途ご案内(2016年4月以降になる予定)。

(参考2)

◆ CP1クレジットの取扱い

CP1 クレジット AAU、ERU、CER	~10/19	10/20~ 11/18	11/19~	11/19 以降に法人口座に 残っているクレジット
償却前移転	○	×	×	政府から国連事務局にCP2クレジットへの付け替え(繰越し)申請を行う予定です。 ただし、国際ルールが定まっておらず、結果として付け替えが認められない可能性があり、その場合、それらのクレジットは取り消されます(時期は未定ですが、2016年4月以降)。
国際的な獲得・移転	○	○(※1)	×	
取消前移転	○	○	○	
国内における 獲得・移転	○	○	○	
原始取得(CP1 CER)	○	○	○(※2)	

※1 事務手続きの観点から振替申請は11/9を期限と致します。

※2 11/19以降に原始取得したCP1 CERは繰越し申請できない可能性があり、その場合、それらのクレジットはいずれかの時点で取り消されます。

(参考3)

◆ 償却前移転済み tCER 補填のための移転

	~10/19	10/20~ 11/18	11/19~
CP1クレジットによる 補填前移転	○	○	○